

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 利用料金

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは、介護保険適用となる場合には、自己負担はありません。(全額、介護保険で負担します。ただし、介護保険料に滞納等があると、個人負担となる場合があります)

(介護予防支援に関する利用料金)

事業者が提供する介護予防支援に関する利用料金は、介護保険法第58条2項の規定に基づき、次のとおりです。ただし、介護保険法の改正により利用料金に変更となった場合には、本契約は自動更新されるものとします。

- (1) 初めて介護予防サービス計画を作成し、介護予防サービスを利用した場合は、1月7,606円です。継続して介護予防サービスを利用した場合は、1月4,480円です。また、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携にかかるサービス計画を作成して介護予防サービスを利用した場合は、利用を開始した月に限り、1月3,126円を加算します。なお、加算は6ヶ月に1回のみとします。
- (2) 介護予防支援が、介護保険の適用となる場合には、契約者の負担はありません。
- (3) 契約者に介護保険料の滞納等がある場合には、支払い方法が変わる場合があります。

(介護予防ケアマネジメントに関する利用料金)

事業者が提供する介護予防ケアマネジメントに関する利用料金は、次のとおりです。ただし、介護保険法の改正等により利用料金に変更となった場合には、本契約は自動更新されるものとします。

- (1) 原則的な介護予防ケアマネジメントを実施し、初めて総合事業におけるサービスを利用した場合は、1月7,606円です。継続して総合事業におけるサービスを利用した場合は、1月4,480円です。
- (2) 介護予防ケアマネジメントが、介護保険の適用となる場合には、契約者の負担はありません。
- (3) 契約者に介護保険料の滞納等がある場合には、支払い方法が変わる場合があります。